

令和6年度第1回徳島市入札監視委員会 議事録

|      |   |
|------|---|
| 開催日時 | 令和6年9月30日（月）午前10時～11時35分  |
| 開催場所 | 徳島市役所5階 501会議室  |
| 出席者  | 委員会 多田委員長、谷口委員、臼井委員、上野委員<br><br>徳島市及び 契約監理課長、上下水道局総務課長ほか関係各課・事務局職員<br>上下水道局 |
| 審議案件 | 一般競争入札（総合評価方式含む） 5件<br>指名競争入札 4件<br>随意契約 1件<br>合計 10件                       |

議事概要

| 委 員 会  | 徳島市及び上下水道局  |
|--|---|
| 入札・契約手続等の運用状況等について                                   |   |
| ◇工事の随意契約にはプロポーザル方式は入りますか。                            | ◆入りません。プロポーザル方式は各課の業務委託等で実施しており、工事に関する随意契約には入りません。  |
| ◇随意契約の基準は何ですか。                                       | ◆地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に該当すれば随意契約となります。   |
| ◇随意契約の場合は、相見積もりですか。                                  | ◆複数者の見積り合せではなく、1者のみの特命随意契約です。   |
| 審議1 <一般競争入札・総合評価方式> 認定こども園整備事業（富田地区）新築工事<br>(子ども政策課) |   |
| ◇入札金額が同額の場合はどうしていますか。                                | ◆総合評価方式の入札ですので、評価値の高い業者が落札となります。  |
| ◇内訳は違いますが、入札金額は一致しています。本当に大丈夫なのか心配です。                | ◆調査基準価格の計算式が公告文に示されており、各業者は調査基準価格に合わせてきたと考えられます。  |
| ◇談合をしていないという確証は何でわかりますか。                             | ◆計算式で調査基準価格が想定できますので、両者とも同じ計算式で最低の金額で取りたいと考えた結果といえます。   |
| ◇審査表で「欠」となっているのはどういう意味ですか。                           | ◆審査会において、担当課の課長が欠席したという意味ですが、代わりに課長補佐や係長が出席しております。また委員も2人欠席しておりますが、全委員の2分の1以上の出席があるため、審査会としては成り立っております。 |

|   |   |
|---|---|
| <p>審議2 &lt;一般競争入札&gt; 認定こども園整備事業（富田地区）新築管工事<br/> <span style="float: right;">（子ども政策課）</span></p>  |   |
| <p>◇2者の失格事由は何ですか。</p> <p>◇世の中の人件費の実勢に追いつく工夫はしていますか。</p> <p>◇鳶とか型枠の人件費は1か月単位で上昇していますが、最新というのはいつですか。</p> <p>◇最低制限価格の計算式の係数0.94はどういう意味ですか。</p> | <p>◆最低制限価格を下回ったためです。</p> <p>◆最低制限価格の計算は、全ての業者の入札金額の平均を使うため、考慮されていると思います。また、予定価格は最新の設計労務単価を使用していますので、最新の単価が反映されています。</p> <p>◆建築関係の単価は基本的に年単位です。追いつかない可能性はあります。</p> <p>◆建築系工事であれば0.94、土木系工事であれば0.93の係数を使っています。</p>                          |
| <p>審議3 &lt;指名競争入札&gt; 小論田西橋長寿命化工事<br/> <span style="float: right;">（道路維持課）</span></p>   |   |
| <p>◇1者しか入札していないが、この工事に魅力がないのか、8者が辞退している理由はわかりますか。</p> <p>◇入札辞退している業者が下請けに入っており、どういう実態なのか教えてほしい。</p>   | <p>◆工事の中でも規模が小さいので、利益が少ないため参加しなかったと推測します。</p> <p>◆元請業者から協力してくれないかということで下請けに入ったのではと推測します。</p>  |
| <p>審議4 &lt;指名競争入札&gt; 御座船入江川護岸修繕工事<br/> <span style="float: right;">（河川水路課）</span></p>  |   |
| <p>◇欠席や辞退の理由は何でしょうか。</p> <p>◇欠席や辞退の理由書はいりませんでしたか。</p> <p>◇欠席や辞退の規定はありませんか。</p> <p>◇指名するときに断ることはできますか。指名を受けないことはできますか。</p>                   | <p>◆大きな会社が多く、工事金額的に利益が少ないとか、会社の事情があったかもしれません。</p> <p>◆今のところはいただいておりません。</p> <p>◆ございません。</p> <p>◆指名通知が届いてから辞退したい場合は、電子入札システムの辞退ボタンを押すことになります。指名名簿はそもそも各業者が指名してほしいと指名要望書を出すことによって、地区やランクに応じ作成しています。案件ごとに該当するカテゴリーに登載された業者全てに指名通知をしています。</p> |
| <p>審議5 &lt;指名競争入札&gt; 上沖野1号線局部改良工事<br/> <span style="float: right;">（道路建設課）</span></p>  |   |
| <p>◇この案件は辞退や欠席はなかったのですか。</p> <p>◇よく似た入札金額になるのですか。</p>   | <p>◆はい、そうです。</p> <p>◆全ての業者が同じ単価ではなく、ばらつきも出てくると考えます。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>◇入札金額の約半分の金額を下請けに出していますが、こういうことはよくあるのですか。</p> <p>◇指名されていた業者が下請けに入ることはよくあるのですか。</p>  | <p>◆半額以上の下請けは多々あります。</p> <p>◆地元の業者や関連業者に下請けに出すことはよくあると思います。</p>   |
| <p>審議6 &lt;指名競争入札&gt; 富田橋通り線ほか自転車通行空間測量設計業務<br/>(道路建設課)</p>  |   |
| <p>◇最低制限価格から差があるのは、何に原因があるのですか。</p> <p>◇内訳明細書で各業者に大きな差が生じていますが。</p>  | <p>◆安い金額になりすぎると下限の金額を代入することになりますが、基本的には整数値というところで業務内容により大小異なったり、地域性というところで業務を行う場所までの移動距離などが加味された上でコストを算出しています。</p> <p>◆業者の考え方によります。</p>   |
| <p>審議7 &lt;一般競争入札&gt; 一般廃棄物中間処理施設建設に伴う地質調査業務<br/>(環境施設整備室)</p>   |   |
| <p>◇地質調査はどの業者がしても金額に差が出ないのですか。それとも差が出るのですか。</p> <p>◇人件費に影響が出る業務ではないと考えていいのですか。</p> <p>◇最低制限価格の係数が0.82ですが、利益のある業務が前提としているからですか。</p>                               | <p>◆仕様書の中でボーリング等について定めておりますので、ばらつきは出ないと考えています。</p> <p>◆近年人件費は上がっておりますが、各業者は人のやりくりをして予算内にまとめていると考えられます。</p> <p>◆工事の係数が0.93というのは、人件費や資材価格、材料費が業務より多くかかり、品質確保の点からも工事の方が、係数が高くなっています。</p>         |
| <p>審議8 &lt;一般競争入札&gt; 南昭和町2丁目下水管渠改築工事(2工区)<br/>(上下水道局)</p>   |   |
| <p>◇ 入札したのは一者のみ、金額が8,000万弱の案件になっていますが競争性が働いていないと感じ好ましく思わないのですが人手不足で仕方がないのでしょうか。また別の理由があるのでしょうか。</p> <p>◇ 管更生工法とはどういった工法でしょうか。</p> <p>◇ 管更生工事を行える業者は限られていますか。</p> | <p>◆ 推測にはなりますが、参加申請後に技術者の配置が難しい、他工事に技術者がとられるなどでそうなったのではないかと認識しています。</p> <p>◆ 新しく下水管を埋設するのではなく、現在埋設してある下水管の内側にライニングを施して管を構築する工法になります。複合管というのは既設管と更生管が一体となったものを指します。</p> <p>◆ 市内業者で10者程度です。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>◇ 今後、施設の老朽化が増加してくると、10者程度の業者数では増加してくる工事の対応が難しいのではないかと思いますでしょうか。</p> <p>◇ 局としての対応策はほかにはないでしょうか。</p> <p>◇ 管更生工事について老朽管は新しく取り替えた方がよいのではないのでしょうか。自然災害特に地震に対しての強度はあるのでしょうか。</p> <p>◇ 施工体系図に関して元請けから一次下請け会社に管更生工事を委託し、下請けした会社がまた二次下請けに出しています。中抜きしているように見えるのですが実際はどうなんでしょうか。</p> <p>◇ 経産省より土木に関連するものではないが中抜きを禁止する法律があった気がします。</p> | <p>◆ 明確な回答にはなりません、建設業界の賃金、労働環境を整えて人材確保をしないとイケませんが局で関知できる部分ではないです。</p> <p>◆ 工期分散の対応策は現在も行っていますが、ほかに明確な対応策は思いついていません。</p> <p>◆ 重要な幹線の管の埋設深度は深く、新しい管への布設替工事を行うとすると莫大な費用がかかり現実的ではありません。また、管更生工事を行った管の強度についても構造計算を実施しているため問題はありません。</p> <p>◆ 下請け（一次）は元請けと下請け（二次）との連絡調整、企画及び工程管理を行っています。</p> <p>◆ 法的な部分は把握できていません。これから勉強していければと思います。</p> |
|---|--|

審議9 <随意契約> 一宮南丁配水池水位計更新工事

(上下水道局)

|   |   |
|---|---|
| <p>◇ 随意契約となった経緯の詳細を教えてください。</p> <p>◇ 2度の不調から得られる知見、残していかなければならない教訓として、人手不足も考えられるが近年の人員費の高騰など局側のコスト算出が後ずれしているということも考えられないのでしょうか。</p> | <p>◆ まず、工事場所である一宮の周辺業者6者に見積合せを実施し、1者から見積書の提出がありましたが予定価格を超えていたため不調となりました。その結果を踏まえて、設計金額を見直し市内の工事電気業者15者へ指名競争入札を行いました。その入札に関しましても入札がなかったため不調となりました。そこで、水位計の製造元のメーカーへ見積依頼をしたところ見積額が予定価格内であり、技術者も確保できるとのことだったため再度の入札でも落札となる見込みが無いことから、随意契約といたしました。</p> <p>◆ 初回の見積合せについては製造元に工事を行うにあたって算出いただいた金額を元に予定価格を設定しています。手順を踏んだ上で行った入札が不調となり、結果随意契約となったことは技術者不足等で仕方がないことかもしれま</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>◇ その工夫というのは実勢価格をもっと把握して行うと<br/>いったことでしょうか。</p> <p>◇ A・B・Cランクの違いはどういった部分でしょうか。</p> | <p>せんがその前段の部分での工夫がこれから必要<br/>になってくると思います。</p> <p>◆ 実勢価格に基づいて積算を行っていると思いま<br/>すが、その他の工夫としましては今回指名した<br/>業者がCランクでしたのでBランク、Aラン<br/>クの業者も参加できるような金額であれば入札が<br/>あったかもしれません。</p> <p>◆ 施工能力の違いもありますが、市要綱に定めら<br/>れている標準発注金額によりA・B・C業者に指<br/>名をしています。</p> |
|--|---|

審議 10 <一般競争入札> 丈六団地汚水処理場耐水化工事詳細設計業務  
(上下水道局)

|   |  |
|---|--|
| <p>◇ 入札業者が1者ということですが、特殊な工事だった<br/>ためでしょうか、または業者にとっては金額的に魅力<br/>のない工事に見えるのでしょうか。</p> <p>◇ 落札業者は入札額が予定価格と同額での入札を行って<br/>いますが、その金額より低い入札を行う業者が他にい<br/>れば取れなくても仕方がないといった意図が見えるの<br/>ですがどうでしょうか。</p> <p>◇ 他にやりたい業者がいればやってくれといったこと<br/>でしょうか。</p> <p>◇ 一概には言えないと思うが、この案件について落札業<br/>者が施工するのが一番合理的なのでしょうか</p> <p>◇ 落札業者以外にも施工できる業者は他にいますか。</p> <p>◇ 今回のように参加業者が少ない場合、参加を促す声か<br/>けを行うことはありますか。</p> | <p>◆ 推測になりますが、人手不足や他工事に手間が<br/>取られていたといったことが考えられます。</p> <p>◆ 予定価格と同額での入札ですのでその可能性は<br/>想定されます。</p> <p>◆ 推測にはなりますが、そうではないかと考えら<br/>れます。</p> <p>◆ その辺については分かりませんが落札業者は実<br/>績もありますし、しっかりとした仕事は行って<br/>くれていると思います。</p> <p>◆ はい、います。</p> <p>◆ 指名競争入札と違い一般競争入札ですので開札<br/>を行うまで参加業者が分からないため行って<br/>いません。</p> |
|---|--|

| 指名停止の運用状況について   |  |
|---|--|
| ◇3者が同じ理由で指名停止になっていますが、内容を教えてくださいませんか。                 | ◆高知県発注の入札について談合を繰り返し、公正取引委員会が排除措置命令と課徴金納付命令を発出したためです。なお、徳島市は徳島県に準じて指名停止を行っております。 |
| ◇高知県は何をきっかけに気づいたのですか。                                 | ◆それについてはわかりません。  |
| ◇3, 4回前に入札金額が千円刻みに並んでいたことがありましたが、その時は公正取引委員会に通告しましたか。 | ◆しておりません。  |
| ◇高知県はそれをして、業者に牽制・警告したと思われま                            |  |
| す。  |  |
| ◇逮捕された後、後追いつているのですか。                                  | ◆相手から書類が出てきたもので、市からわざわざ追いかけているわけではありません。   |
| ◇不起訴処分には3種類ありますが、細かい対応をしていますか。                        | ◆不起訴処分告知書の写しを提出してもらっていますが、不起訴処分の理由までは不明です。                                       |
| ◇無罪推定の原則から、警察に逮捕された段階で指名停止するのは、気になります。                | ◆徳島県と同じく指名停止要綱に、逮捕された段階で指名停止すると明記しています。  |

以 上